

◆州の詳細情報（平成29年11月更新情報）

国名	
教育委員会・教育担当 行政機関等の名称 および連絡先	NSW州教育・地域社会省(公立学校その他義務教育全般を担当) NSW Department of Education 35 Bridge Street, Sydney NSW 2000 TEL: 1300-679-332 Email: DECinfo@det.nsw.edu.au URL: http://www.dec.nsw.gov.au NSW州教育委員会(私立学校、教育カリキュラム、義務教育修了証明書(RoSA)及び高等学校卒業認定試験(HSC)担当) NSW EDUCATION STANDARDS AUTHORITY (2017年1月改称) 117 Clarence Street, Sydney NSW 2000 TEL: 02-9367-8111 FAX: 02-9267-8484 Email: ??? URL: http://www.boardofstudies.nsw.edu.au
設置在外教育施設	シドニー日本人学校
●現地の教育の概要と特色	
学校制度	7(1年間の就学前教育を含む)・6(4・2)・3(専攻によっては4年以上)制
義務教育期間	6歳～15歳
学校年度	1月下旬～12月中旬
学期制	【4学期制】 1学期:1月30日～4月7日 2学期:4月26日～6月30日 3学期:7月18日～9月22日 4学期:10月9日～12月15日 (2016年度、公立学校の例)
就学年齢基準日	その年の7月31日までに満6歳になる者は、同年の新学期(1月末)に義務教育の第1学年に入学

教育概要・特色	ニュー・サウス・ウェールズ州の教育制度は、就学前教育、初等教育、中等教育および高等教育(大学／専門学校：TAFE-Technical and Further Education) の4段階に分かれる。初等教育は日本の小学校教育に相当するもので、Year1からYear6までの6年間の教育となっており、満6歳の児童から通学する。 しかし就学前教育が奨励されており、通学は義務ではないが、ほとんどの児童・生徒は満5歳から小学校入学までの間、小学校併設の幼稚園でフルタイムの就学前教育を受けている。中等教育は日本の中学及び高等学校教育に相当し、中・高一貫性で、Year7からYear12までの6年間の教育となっている。 なお義務教育はYear1からYear10まであり、それまでの学業成績を記した義務教育修了証明書(RoSA-Record of School Achievement)が交付される。(従来実施されていたSchool Certificateは2011年に廃止) 生徒の一部は、これで学校生活を終え、就職、もしくは州立専門学校(TAFE - Technical and Further Education)に進学したりする。 一方、Year11, Year12は大学進学の前準備期間となっており、高等学校卒業認定試験(HSC - Higher School Certificate、大学入学資格試験を兼ねる)を受験し、この結果と学業成績の結果から進学可能な大学が決まる。義務教育における私立学校就学率は高い。2016年の統計ではNSW州全体の幼稚園(Kindergarten)から中・高等学校(Year12)までの児童・生徒数は1,194,000人以上で、公立就学率は65.4%、私立就学率は34.6%となった。(統計：2016年、Australian Bureau of Statistic) 私立学校はカトリック系の学校が半数以上を占める。また州全体における幼稚園から中・高等学校までの学校数は、公立学校2,210校、私立学校1,000校以上となっている。大学は私立を除き基本的に連邦政府の管轄化に置かれている。(統計：2016年、NSW Department of Education Annual Report 及びIndependent Schools Council Australia Snapshot2017)
●現地の学校段階別教育の概況	
1. 就学前教育	
	ニュー・サウス・ウェールズ州では、3歳もしくは4歳から就学前の教育を受けることが奨励されている。就学前教育はプレスクールと呼ばれ、一般的には週に2日もしくは3日間通い、集団の生活に慣れるとともに絵画、音楽、読書などの情操教育を受ける。小学校内にはキンダーガーデンという小学前教育施設が設けられており、5歳から小学校入学までの1年間は、通学は任意だが、ほとんどの児童はキンダーガーデンに就学し、小学校の生活に慣れると共に、読み書き、算数、図工などを学ぶ。
2. 義務教育	

	小学校の低学年では、基本的な英語力、読み書き、簡単な算数、社会教育、保健教育、創作活動などが実施される。高学年の教科は英語、数学、社会・環境、保健、科学・技術、美術・創作、体育である。外国語や器楽、宗教を選択科目とする学校もある。 小学校では多くの場合、体育や音楽を除き、1年を通じて1人の教師が全ての教科を教える。学力を測るための州統一テストが隔年で行われるほか、学期ごとの成績評価がつけられ、教師と親の面談が年数回もしくは希望に応じて行われる。卒業のための特別な試験はない。中・高等学校への進学は、進学申請書の提出で認められるが、選抜学校への進学を希望するものは選抜試験を受けなければならない。 中学校必修科目には英語、数学、科学・技術、人文学、社会、体育などがあり、選択科目は外国語、美術、音楽、家庭科、農業、経済、地理、歴史、コンピューターなど多岐にわたる。 中学校では、各教師はそれぞれの専門を持っており、生徒たちは時限ごとに教室を移動する。学習内容は暗記よりも参加が重視され、研究や論文などが奨励される。各学期毎に試験が行われるほか、各学年ごとに州統一試験や作文コンテストなどが行われる。 Year10修了時に義務教育修了証明書(RoSA-Record of School Achievement) が交付される。中等教育の最後の2年間(Year11、Year12)は義務教育ではないが、公立のYear12までの進学率は約74.4%となっている。中学校では、選択科目に日本語を取り入れている学校もあり、日本との姉妹校提携を結んでいる学校は、ホームステイ、交換留学制度を通して交流を行っている。 10年生になると、就職・進学教育の一環として、労働体験制度が取り入れられている。 これは、進路希望先に申入れ、一週間程度の労働体験を行うものである。同制度は社会的にも定着し、受け入れる企業等も多い。
義務教育の学校段階 種類および就学状況	初等教育(小学校):6歳～11歳、1年生～6年生 前期中等教育(中学校):12歳～15歳、7年生～10年生
カリキュラム・教授言語	英語。
義務教育段階の学費	【授業料】無料(オーストラリア国籍、永住権保持者等、ビザのカテゴリーによる) 【その他の費用】遠足、特別教材費など、個別に徴収するものあり。
スクール インフォメーション	1.学校訪問は事前にアポイントメントをとる必要があるが、積極的に応じてくれる。 2.いじめ防止のプログラムや悩み相談のための資格を持った専門相談員がおり、親及び児童・生徒のカウンセリングを行っている。英語を母国語としない児童・生徒のための特別クラスを設置する学校も多い。 3.ニュー・サウス・ウェールズ州の学校では、欠席・遅刻・早退の扱いには厳格で、そのつど父母からの連絡が必要で、欠席の場合は保護者からの手紙が必要である。また遠足や課外活動も盛んであるが、遠足に行く場合は(学校からの)外出許可のための保護者のサインが必要で、なければ外出できない(厳格)。 4.学校からの連絡はすべて児童を通じて書面で手渡されるため、毎日チェックすることが大切である。近年、学校独自のアプリケーション(携帯にダウンロード)、直接アプリケーション経由で連絡が来る。 5.学校内および通学ではユニフォームを通用することとなっている。テスト、宿題は定期的に課せられる。 6.給食はない。児童・生徒は弁当を持参するか、校内または学校近くの売店で軽食を購入する。昼食の前に小休憩があり、軽食(果物・スナック等)を取る。 7.通学は、集団通学は行われていないため、初等教育では保護者が送迎する。また、通学距離によって州政府がバス券を発行する。学校によっては、スクールバスがある場合もある。 8.初等教育では、就学前・後に児童を預かる施設が学校内に併設されている場合がある。
3. 義務教育以降	

学校段階・種類	後期中等教育(高等学校): 16歳～17歳 11年生～12年生 大学: 3年(専攻によっては4年以上)制 専門学校: TAFE-Technical and Further Education、OTEN – Open Training and Education Network (通信教育) コミュニティ・スクール、通信教育及び夜間学校など社会人になってからの教育も盛んである。
進学状況	ニュー・サウス・ウェールズ州の12年生(またはそれ以上)の修了率は、88.6%となっている。(2016年度NSW Department of Education, Annual Report)
●現地の学校への日本人の就学状況	
日本人の就学状況	ニュー・サウス・ウェールズ州在留邦人の義務教育年齢に当たる児童・生徒数は全体で3,599名(平成29年調べ)であり、そのうち州都シドニーの近郊に位置するシドニー日本人学校(除く国際学級)へ通学する子女数は84名である。多文化主義を推進する学校が多く、外国籍の生徒を受け入れるための語学プログラムも整っていることから、現地校へ通わせる家庭も多い。シドニーにある現地5校を紹介する。
外国人に対しての特別な学費負担	一時居住ビザ保有者には、1年間の授業料A \$ 5,200(小学校、Year7-10)、A \$ 6,200(Year11, 12) 及び手数料A \$ 110が適用され、また、短期訪問ビザ保有者には、週A \$ 300.00(小学校)、週A \$ 345.00(Year 7-10) 週A \$ 380(Year 11, 12)及び手数料A \$ 110が適応される。(2018年申請時) 授業料の免除を希望する生徒または保護者は、免除申請を行うことができる。申請は支払い能力など諸事情を考慮に入れて検討される。訪問ビザ及び学生ビザ保有者は授業料免除の審査の対象にはならな
外国人の就学義務	
外国人に対する言語特別指導	公立学校に編入する場合、学校の個人面接が行われ、英語指導が必要と認められた場合には、編入前に州政府が管轄する英語強化施設(IEC-Intensive English Centre)において、授業についていける程度まで英語を習得するための英語指導が行われる。 さらに、入学後、週に何時間か英語を母国語としない生徒のための英語補習授業(ESL-English as a Second Language)が行われる。 私立学校に入学する場合は、各学校により異なるが、基本的には英語能力がない場合には入学することは難しい。
入・編入学手続き	公立学校への入・編入学は、学区制をとっているため、居住学区内の学校に直接入学を申し入れる。申請には下記の書類が必要である。 1. パスポート及びビザ(生徒及び保護者) 2. 予防接種記録(日本の予防接種記録の英語訳) 3. 住所証明(学区を確認するため。不動産契約、公共料金領収書など) 4. 入学申込書(面接時に記入) 生徒は、学校側の認可印の入った入学書類と授業料(支払義務のある場合)を教育相に提出する。申請書の受理後、入学審査手続きは、授業料免除の場合通常3日程度、またそれ以外の場合10日程かかる。

現地の教育制度系統図

